

平成 28 年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成29年3月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長に提出するものである。

平成29年3月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

同 中 村 勝 行

目 次

ページ

第1	基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の主な実施内容	2
第6	監査の実施場所及び日程	2
第7	監査の結果	3
1	特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会	3
2	公益財団法人寒風陶芸の里	5

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（平成28年瀬戸内市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

1 特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会

(1) 指定管理料

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成22年4月1日～25年3月31日

25年4月1日～30年3月31日

イ 指定管理料（直近5か年度）

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
39,848,000円	45,129,000円	45,339,000円	45,339,000円	45,087,000円

(2) 瀬戸内市体育協会活動費補助金

ア 趣旨

瀬戸内市の社会教育並びに文化及びスポーツの推進を図るため、社会教育関係団体等の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの

イ 瀬戸内市体育協会活動費補助金（直近5か年度）

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
5,868,000円	5,575,589円	5,576,000円	5,019,000円	5,019,000円

2 公益財団法人寒風陶芸の里

(1) 市の出資

24,500,000円（出資割合 48.5%）

(2) 指定管理料

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成18年4月1日～21年3月31日

21年4月1日～26年3月31日

26年4月1日～29年3月31日

イ 指定管理料（直近5か年度）

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
8,722,000円	8,591,000円	8,591,000円	8,591,000円	8,591,000円

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所
平成29年2月9日(木)	特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会 公益財団法人寒風陶芸の里	瀬戸内市邑久スポーツ公園 寒風陶芸会館

第7 監査の結果

1 特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会

(1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 行政財産の目的外使用許可申請について

市は、特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会（以下「体育協会」という。）を指定管理者として、瀬戸内市邑久スポーツ公園、長船スポーツ公園、B & G 邑久海洋センター等の管理、運営を行わせている。そして、行政財産である邑久スポーツ公園及び長船スポーツ公園の敷地内には自動販売機（邑久スポーツ公園には2か所3台、長船スポーツ公園には2か所2台）が設置されており、当該自動販売機を設置した業者（以下「設置業者」という。）から体育協会に対して、平成25年度は計21万5566円、26年度は計19万5336円、27年度は計20万2175円、28年度は計19万8903円（29年2月末現在）の自動販売機設置負担金（以下「負担金」という。）が支払われている。

市が、上記の両スポーツ公園について指定管理に付すために作成した「瀬戸内市スポーツ公園及び瀬戸内市B & G海洋センター指定管理者管理業務仕様書」（以下「指定管理者管理業務仕様書」という。）の「13その他の条件」、「(1) 指定管理業務の除外範囲」の規定によると、自動販売機の設置許可等の行政財産の目的外使用許可は、指定管理業務から除外することとされている。

そして、瀬戸内市公有財産規則（平成16年瀬戸内市公有財産規則第51号）第22条の規定によると、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を市長に提出しなければならないこととされており、同規則第24条の規定によると、市長は、行政財産の使用許可の申請に対し許可するときは、使用料の額、納入の方法等を記載した行政財産使用許可書を申請者に対して交付することとされている。

しかし、体育協会は、邑久スポーツ公園に設置されている自動販売機については、市が同公園を指定管理に付す前に直接運営していた時に設置業者と締結していた自動販売機の設置に係る契約が現在も存在するものとして、また、長船スポーツ公園に設置されている自動販売機については、市が同公園を指定管理に付す前に直接運営していた時から自動販売機の設置に係る契約がなく、かつ、体育協会が指定管理を受けるようになってからも契約を締結していないにもかかわらず、負担金を自らの収入としていた。

そして、本来であれば設置業者から市長に対して提出されなければならない行政財産使

用許可申請書の提出がなかったため、市長は使用料の額、納付の方法等を記載した行政財産使用許可書を設置業者に交付することができず、市の一般会計の歳入になるべき自動販売機の設置に係る使用料を徴収することができない状態となっていた。

したがって、体育協会が行政財産である両スポーツ公園に自動販売機を設置し、負担金を収入としていることは、指定管理者管理業務仕様書及び同規則に違反していると認められる。

(イ) ロビー及び女子更衣室内授乳室設置工事について

体育協会は、平成27年度に公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（以下「B&G財団」という。）のコミュニティ機能付加改修支援制度を活用して、同財団から100万円の補助金の交付を受けて、ロビー及び女子更衣室内授乳室設置工事（以下「授乳室設置工事」という。）を112万3200円で実施している。

そして、上記補助金の交付申請に当たっては、授乳室設置工事の内容、工事見積額等とあわせ、市長名で交付申請を行い、B&G財団から直接、体育協会へ補助金が交付される旨の協議が市と体育協会との間でなされ、市はこれを認めている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第210条では、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとあり、総計予算主義の原則を規定している。

しかし、当該補助金は市長名で交付申請がなされたにもかかわらず、補助金は体育協会に直接支払われており、市の一般会計には歳入されていない。

したがって、地方自治法に違反していると認められる。

なお、体育協会が設置したロビー及び女子更衣室内授乳室については、その所有権が体育協会に属するのか、市に属するのかを確認し、体育協会に属するのであれば、市が体育協会から寄附を受けるなどして、行政財産として管理するなどの是正をする必要があると認められる。

(2) 意見（要望事項）

ア 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

(ア) 瀬戸内市体育協会活動費補助金について

市は、「瀬戸内市社会教育関係団体等への活動費補助金交付要綱」（平成16年瀬戸内市教育委員会告示第4号）に基づき、4月1日から3月31日までを事業期間とする瀬戸内市体育協会活動費補助金を、体育協会に対して、平成27年度及び28年度とも501万9000円交付している。同要綱第6条の規定によると、補助金の交付を受けたものは、事業の実績報告書及び収支精算書等を、交付を受けた年度末までに提出しなければならないこととされている。すなわち、事業期間の末日と同日である3月31日に提出しなければならないこととされている。

しかし、体育協会が補助事業の実績をとりまとめたり、経理内容を確認したりする事務を考慮すれば、事業期間の末日と同日である3月31日に事業報告書、収支精算書等を市に提出することは、著しく困難であると考えられる。

実際、体育協会は、瀬戸内市体育協会活動費補助金に係る27年度分の実績報告書、収支精算書を28年4月21日に市に提出していた。そして、所管課である社会教育課も、要綱で定める期日までに実績報告書等が提出されなかったことについて、特段の指導等を体育協会に対して行っていない。

また、他の補助金交付要綱では、実績報告書等を市に提出する期限について、「補助事業が完了したときは、速やかに」など、事業期間完了後からある程度の余裕を設けている。

したがって、「瀬戸内市社会教育関係団体等への活動費補助金交付要綱」について、補助金の交付を受けた者が行う実績のとりまとめ、経理内容の確認等に必要な期間を設けるなど、提出期限を改善する必要があると認められる。

2 公益財団法人寒風陶芸の里

(1) 指摘事項

ア 適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの

(ア) 双方代理について

公益財団法人寒風陶芸の里（以下「寒風陶芸の里」という。）の代表理事には、平成16年11月から、瀬戸内市長が就任している。

そして、寒風陶芸の里の定款第22条第2項によると、「代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する」となっている。

このため、市と寒風陶芸の里が締結した27、28両年度の「瀬戸内市寒風陶芸会館指定管理者年度協定書」等では、協定書の甲が瀬戸内市長、乙が寒風陶芸の里の代表理事である瀬戸内市長となっている。

しかし、民法（明治29年法律第89号）第108条の規定によると、同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできないこととされている。

したがって、市と寒風陶芸の里が協定書等を締結するに当たって、甲と乙が同一の者となっていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

